

利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔介護予防訪問型サービス料金表〕（自己負担額/月あたり）

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
			1割	2割	3割
介護予防 訪問型 サービス費Ⅰ	週1回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	12,661円	1,267円	2,533円	3,799円
介護予防 訪問型 サービス費Ⅱ	週2回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	25,311円	2,532円	5,063円	7,594円
介護予防 訪問型 サービス費Ⅲ	Ⅱを超える利用が 必要な場合 (要支援2)	40,151円	4,016円	8,031円	12,046円

〔訪問介護料金表—基本料金・通常時間〕

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照			
		1割	2割	3割	
身体介護 中心型	20分未満	1,788円	179円	358円	537円
	20分以上 30分未満	2,688円	269円	538円	807円
	30分以上 1時間未満	4,270円	427円	854円	1,281円
	1時間以上 1時間30分未満	6,233円	624円	1,247円	1,870円
	1時間30分以上	30分増すごとに 899円を加算	30分増すごとに 90円	30分増すごとに 180円	30分増すごとに 270円
生活援助 中心型	20分以上45 分未満	1,962円	197円	393円	589円
	45分以上	2,417円	242円	484円	726円

注1)「身体介護」及び「生活援助」において、ご利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

〔その他加算〕

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,168円	217円	434円	651円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,084円	109円	217円	326円
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)する場合(1月につき)	1,084円	109円	217円	326円
生活援助加算	身体介護から引き続き生活援助を行った場合 (※1)参照	715円	72円	143円	215円

(※1)20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度

- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 介護職員(等特定)処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算はサービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により金額が若干異なる場合があります。
- ※ 訪問介護職員処遇改善加算をいただきます。
訪問介護サービス総単位に対し13.7%をかけた料金になります。
- ※ 介護職員等特定処遇改善金をいただきます。訪問介護サービス総単位に対して
 - ・ 特定処遇改善加算Ⅰの場合…6.3%
 - ・ 特定処遇改善加算Ⅱの場合…4.2% をかけた料金になります。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算(コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環)は介護サービス総利用料に対して2.4%をかけた金額となります。またこの加算は、例外的かつ経過的な取り扱いの加算の為、廃止や停止・変更となる場合は、事業者からの説明により変更とさせていただきます。